

介護保険サービス

日総研 介護人財

介護保険サービス利用開始前に必要なプロセスで誤っている項目は？

▪ **A** アセスメントの実施

▪ **B** モニタリングの実施

▪ **C** サービス担当者会議の実施

▪ **D** ケアプラン作成

介護保険サービス利用開始前に必要なプロセスで誤っている項目は？

▪ A アセスメントの実施

▪ B モニタリングの実施

▪ C サービス担当者会議の実施

▪ D ケアプラン作成

押さえておきたいポイント

利用者自身でサービスの種類・内容や提供事業者等の選択ができますが、実際には介護支援専門員(ケアマネジャー)によるケアプラン(介護サービス計画書)作成により、サービスが選択されています。

介護支援専門員は、アセスメント(利用者の要介護状態や生活状況を把握)したうえで、本人が望む生活を送れるよう、様々な介護サービスを組み合わせてケアプランを作成し、そのプランに沿ってサービスが提供されるよう事業者との連絡・調整を行います。その後、モニタリング(実際にサービスが提供された結果等を確認)するという一連の流れを繰り返しながら、ケアマネジメント(介護サービスのマネジメント)を行います。

よって、利用開始前に必要なプロセスは、アセスメント・サービス担当者会議、ケアプラン作成であり、モニタリングは実施後の評価となります。

居宅サービスに該当しないサービスは？

・A 特定施設入居者生活介護

・B 通所リハビリテーション

・C 居宅療養管理指導

・D 介護老人福祉施設

居宅サービスに該当しないサービスは？

・A 特定施設入居者生活介護

・B 通所リハビリテーション

・C 居宅療養管理指導

・D 介護老人福祉施設

押さえておきたいポイント

特別養護老人ホームの正式名称は「介護老人福祉施設」であり、介護保険施設に分類されます。居宅サービスは、下記のように構成されます。

<訪問系サービス>

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション

居宅療養管理指導

<通所系サービス>

通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケアサービス)

<短期入所系サービス>

短期入所生活介護、短期入所療養介護

<その他>

特定施設入居者生活介護、特定福祉用具販売、福祉用具貸与

介護保険施設に該当しないサービスは？

▪ A ケアハウス

▪ B 介護老人福祉施設

▪ C 介護老人保健施設

▪ D 介護医療院

介護保険施設に該当しないサービスは？

・A ケアハウス

・B 介護老人福祉施設

・C 介護老人保健施設

・D 介護医療院

押さえておきたいポイント

介護保険施設は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)と介護老人保健施設(老人保健施設)と介護医療院の3施設があります。

- ・介護老人福祉施設(特養)

終の棲家と言われており、要介護3以上の方が入所しています。嘱託医等と連携しながら看取りを行います。

- ・介護老人保健施設(老健)

病院と自宅の中間的な役割を担っています。配置医やリハビリ職員によりリハビリが提供され、在宅復帰施設として位置づけられています。

- ・介護医療院(※次ページ参照)

2018年(平成30年)4月に新設されました。

介護医療院とは(穴埋め)

介護医療院は、(A)施設の転換先として2018年4月に新設されました。完全移行への経過措置は、2018年度から起算して(B)年間あり、(C)年度末までとなっています。

長期にわたり(D)が必要である者に対し、(E)計画に基づいて、療養上の管理や医学的管理のもと介護サービス等を行います。

運営主体は医療機関であり、医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設として注目されています。

介護医療院とは(回答)

介護医療院は、(介護療養型医療)施設の転換先として2018年4月に新設されました。完全移行への経過措置は、2018年度から起算して(6)年間あり、(2023)年度末までとなっています。

長期にわたり(療養)が必要である者に対し、(施設サービス)計画に基づいて、療養上の管理や医学的管理のもと介護サービス等を行います。

運営主体は医療機関であり、医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設として注目されています。

地域密着型サービスに該当しないサービスは？

・A 認知症対応型
通所介護

・B 地域密着型養護老人
ホーム

・C 看護小規模多機能型
居宅介護

・D 夜間対応型訪問介護

地域密着型サービスに該当しないサービスは？

・A 認知症対応型
通所介護

・B 地域密着型養護老人
ホーム

・C 看護小規模多機能型
居宅介護

・D 夜間対応型訪問介護

押さえておきたいポイント

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、2006年度(平成18年度)に地域密着型サービスが創設されました。指定監督権限は市町村にあります。

地域密着型サービス創設時に、認知症対応型通所介護と夜間対応型訪問介護はありましたが、看護小規模多機能型居宅介護は2012年(平成24年)4月から位置づけられました。当時は複合型サービスという名称でしたが、サービス内容のイメージがしにくいということで、2015年(平成27年)4月に看護小規模多機能型居宅介護に名称を変更した経緯があります。

地域密着型養護老人ホームというサービスはありません。正しくは、地域密着型介護老人福祉施設です。

押さえておきたいポイント

地域密着型サービスは、下記9種類があります。

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（29床以下の特定施設）
- ・地域密着型介護老人福祉施設（29床以下の特養）
- ・看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）

押さえておきたいポイント(介護保険サービス全体像)

	都道府県が指定・監督	市区町村が指定・監督	その他
介護給付	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問系サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>○特定施設入居者生活介護 ○特定福祉用具販売 ○福祉用具貸与</p> <p>【通所系サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション（デイケアサービス） <p>【短期入所系サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護（ " ） 	<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設（特養） ○看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） <p>◎居宅介護支援</p>	○住宅改修
予防給付	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問系サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具販売</p> <p>○介護予防福祉用具貸与</p> <p>【通所系サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所系サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>◎介護予防支援</p>	

※1 平成29年度末廃止（経過措置：平成35年度末まで）

教材作成

株式会社医療経営研究所

コンサルティング部 介護福祉経営コンサルタント

関田 典義

お疲れ様でした。